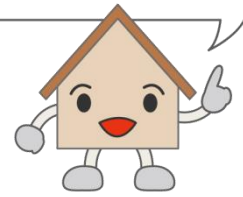




## 稲敷市空き家バンクをご活用ください！

活用できる空き家の情報をお待ちしています！！



### 【内容】

稲敷市内に空き家を所有していて、売却や賃貸を希望されている方から登録していただいた空き家情報を市のホームページ等で公開し、市内に居住することを希望している方や住み替え等で空き家の利用を希望している方に物件の情報を提供する制度です。

市内に空き家をお持ちの方で、当バンクにご協力いただける方は是非ご連絡ください。

### 【登録できる空き家】

個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物。

※ 賃借・分譲を目的として建築された建物や、建築基準法、都市計画法その他の関連法令の規定による居住の用に供することができない建物などを除く。

### 【物件登録ができる方（売りたい、貸したい方）】

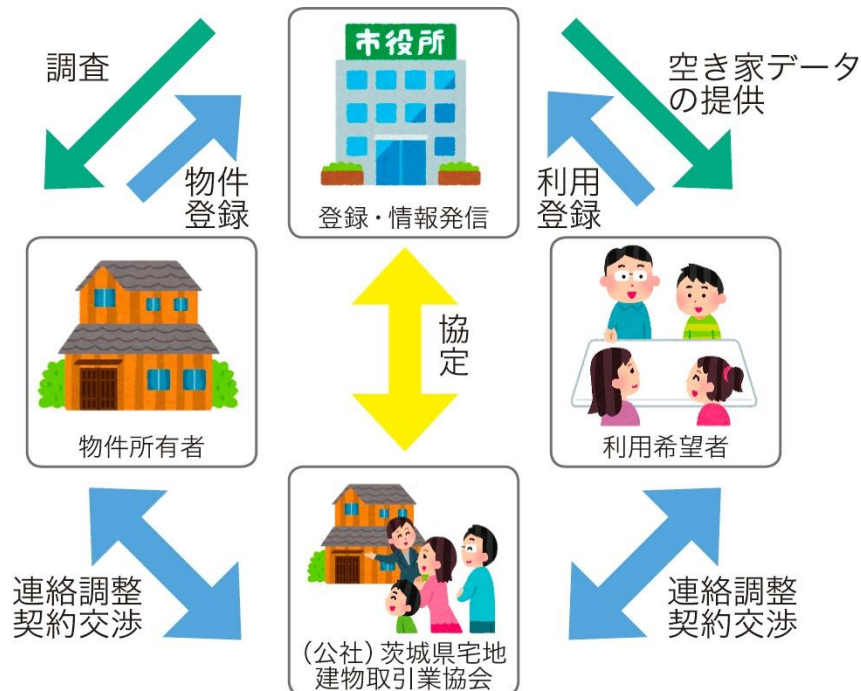
空き家及びその土地に係る所有権または売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方。

### 【利用登録ができる方（買いたい、借りたい方）】

空き家に定住し、または定期的に滞在して地域住民と協調して生活しようとする方。

空き家を転売及び転貸する意思のない方。

### 【空き家バンクの流れ】



お問い合わせや申請は、  
稲敷市 地域振興部 まちづくり推進課へ！！  
TEL 029-892-2000 (代)

## 【要件】

稲敷市暴力団排除条例（平成 23 年稲敷市条例第 11 条）第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団等でないこと。

## 【申込み方法】

次の書類をまちづくり推進課まで提出してください。

空き家の売却・賃貸を希望する所有者 (売りたい、貸したい方)
物件登録申込書（様式第 1 号）
物件登録カード（様式第 2 号）
同意書（様式第 3 号）
添付書類 ・身分を証明するものの写し ・土地、建物登記簿の全部事項証明書 (発行日から 1 か月以内のもの)

空き家の利用登録ができる方 (買いたい、借りたい方)
利用登録申込書（様式第 12 号）
誓約書兼同意書（様式第 13 号）
添付書類 ・登録申込者及び同居しようとする者の 住民票（発行日から 1 か月以内のもの）

## 【交渉・契約方法】

空き家所有者等には、契約交渉のすべてを「公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（宅建協会）」の会員業者に媒介を依頼していただくことになります。

市では、契約交渉の媒介を行っていませんが、宅建協会と空き家バンクの媒介業務について協定を締結していますので、安心して宅建協会へ依頼することができます。

なお、宅建協会の媒介には、宅地建物取引業の規定に基づく仲介手数料が必要となります。